

平成 24 年度 建設工事入札制度の改正について

平成 24 年 4 月から、下諏訪町の建設工事における入札制度を次のとおり改正します。
ご理解とご協力をお願いします。

1 低入札価格調査に係る調査・失格基準価格の変更

調査基準価格及び失格基準価格は、次表のとおり項目ごとに算出した金額の合計額で判定します。（ < > は変更前 ）

区分	調査基準価格	失格基準価格
直接工事費	設計金額の 9 5 %	設計金額の 8 5 %
共通仮設費	設計金額の 9 0 %	設計金額の 8 0 %
現場管理費	設計金額の 8 0 % < 設計金額の 7 0 % >	設計金額の 8 0 % < 設計金額の 7 0 % >
一般管理費等	設計金額の 3 0 %	設計金額の 3 0 %
判定方法	上記項目の合計額で判定	上記項目の合計額で判定

（項目ごとの算出金額は 1 円未満切り捨て、合計額は 1 万円未満切り捨て）

2 一般競争入札の地域要件の変更

平成 21 年 4 月から諏訪地域 6 市町村同時に、設計金額 1,000 万円以上の工事は制限付き一般競争入札とされ、一定金額以上の工事は諏訪地域 6 市町村を地域要件（以下「広域案件」という。）として実施されています。

当町では、広域案件を除く一般競争入札を原則として町内に所在する本店又は支店・営業所等を対象として実施してきましたが、最近の経済状況を考慮し、町内本店の受注拡大を図るため、予定価格 1,500 万円未満の工事については、町内本店のみを対象として実施することとします。

ただし、業種ごとの登録者数や工事内容によっては、条件を変更することもあります。